

(1) 目的等

県は、将来（2025年）の目指すべき医療提供体制の姿を示した地域医療構想の達成に向けて、2025年の「病床数の必要量」に対して不足が見込まれる病床機能の病床を確保することを目的に、「不足する病床機能」以外の病床機能から「不足する病床機能」に転換を図る一般病床又は療養病床を有する病院・有床診療所（以下「病院・有床診療所」という）に対して整備費用を助成^{※1}します。

※1：財源には、地域医療構想達成のための財源として位置づけられている「地域医療介護総合確保基金」（国2/3、県1/3）を活用しています。

(2) 対象事業及び経費

①対象事業

次に定める基準により実施する医療機関の施設・設備整備事業で、構想区域ごとの地域医療構想調整会議の合意を得たもの。（ただし、三次医療の体制整備を目的とする場合は、県調整会議等における合意を必要とする。）

- 「不足する病床機能」^{※2}以外の病床機能から「不足する病床機能」への転換に必要なものであること。
- 新築しようとする当該所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと^{※3}
- 回復期への転換を行う病院及び診療所の前年（令和2年1～12月）の病床利用率が年間平均80%以上であること

※2：2025年の「病床数の必要量」（厚生労働省推計）に対して、平成30年度病床機能報告の結果において、基準日及び2025年の病床数のいずれもが達していない場合となります。

※3：現行の第7次熊本県保健医療計画（平成30年度から令和5年度）では、全ての2次医療圏が病床過剰地域となっているため、増床はできません。

②対象経費

i) 次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

A) 高度急性期への転換の場合

- ・病棟（病室、集中治療病室（ICU）、記録室、処置室、診察室等）
- ・診療棟（検査室、エックス線室、操作室、手術室、回復室、準備室、浴室、診察室等）
- ・その他知事が必要と認めるもの

B) 回復期への転換の場合

- ・病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等）

ii) 上記 i) に伴って必要となる設備整備費又は機器整備（購入）費

(3) 負担割合及び基準額

①負担割合 県：1/2、事業者（病院・有床診療所）：1/2

②基準額

i) 施設整備（1床当たりの最大額）

基準面積（21.00 m²）×単価（360,000 円）×病床数^{※3}

ii) 設備整備費又は機器整備（購入）費（1医療機関当たりの最大額）

A) 高度急性期：21,600,000 円^{※3}

B) 回復期への転換の場合：10,500,000 円^{※3}

※3：補助金額は、この金額を上限にその1/2となります。ただし、工事費等がこの金額に達しない場合は、その工事費等の金額を基準額として採用します。

(4) 今後の手続き等のスケジュール

- ① 郡市医師会あて意向調査 ← 今回の文書
- ② 貴会会員への意向照会

病床機能転換整備事業補助金の概要

- ③ 医療機関から要望があった際は、郡市医師会で検討を実施
- ④ 11月中旬を目途に事業計画書を提出（地域調整会議1か月前を提出期限とします）
- ⑤ 県医療政策課及び管轄保健所によるヒアリング等
- ⑥ 各構想区域の地域医療構想調整会議で適否等の協議（12月ごろ開催）
- ⑦ 県から病院・有床診療所あてに内示（地域調整会議後、速やかに）
- ⑧ 内示を受けた病院・有床診療所から県あてに速やかに交付申請
- ⑨ 県から該当する病院・有床診療所あてに速やかに交付決定

(5) 事業期間

内示前でも、今年度4月以降の着手分は補助対象とします。ただし、工事着手した場合でも、その後の審査の結果、採択されないことがありますので、御注意ください。

また、原則として、年度内に完了する工事が補助金の対象となります。

2 各構想区域における地域医療構想調整会議について

(1) 設置根拠

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号の規定に基づき策定した熊本県地域医療構想（以下「地域医療構想」という。）の推進のため、同法第30条の14の規定に基づき、県が設置する法定の協議の場

(2) 設置単位

構想区域	構成市町村
熊本・上益城	熊本市、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
宇城	宇土市、宇城市、美里町
有明	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本	山鹿市
菊池	菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
八代	八代市、氷川町
芦北	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草	天草市、上天草市、苓北町

(3) 委員構成 医療及び介護関係者、医療保険者、その他の関係者等

(4) 開催頻度 毎年7～8月、11～12月頃、3月頃の年3回

※令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響により定期的な開催は見合わせており、個別協議事項が生じた場合に開催しています。

3 地域医療構想調整会議における協議について

(1) 協議の必要性

地域医療構想は、その達成を推進するため、関係者が合意形成に向けた協議を行うことにしています。（医療法第30条の14）

今回の補助金は地域医療構想の達成に向けた事業の一つであり、地域医療構想調整会議での協議対象となります。この協議で合意を得られたことを条件に予算の範囲内で補助金を交付することにしています。

(2) 協議方法

補助金の交付を希望する病院・有床診療所は、地域医療構想調整会議において事業計画書に基づき、転換理由等について説明を行っていただきます。